

第7章

農民專業合作組織の変遷とその経済的機能

寶劍 久俊



はじめに

1990年代末から本格的に推進されている農業産業化政策のなかで、インテグレーターである龍頭企業と農民とを結びつける仲介役として注目されてきたのが、「農民專業合作組織」と呼ばれる新たな協同組合組織である。農民專業合作組織は、1980年代前半の人民公社解体による公的な農業技術普及体制の弱体化を受け、農業技術普及を目的に農民によって自然発生的に形成されてきた。その後、地元政府や農業関連部門、仲買人や大規模経営農家、龍頭企業が主導する形で農民專業合作組織が中国各地で設立されている。

序章では、契約農業が広がっている理由として、(1)農産物特有の不確実性によるリスクの存在、(2)資産の特異性によるホールドアップ問題の発生、(3)探索、計測、監視面でのコストの大きさ、といった要因を指摘した。これらは、中国で農民專業合作組織が普及してきた要因としても考えられる。すなわち、農民組織は農家と龍頭企業、あるいは農家と仲買人の間に入り、農産物の品質や価格、数量を調整する機能を果たすと同時に、企業や仲買人の代理人として農家との契約をとりまとめ、農家による農産物の栽培活動の監視や技術指導を行う担い手としての機能を果たしている。それに加え、多数の農家を組織化することで販売量のロットが増加し、

企業や仲買人に対する価格交渉力が上昇するというメリットも存在する。

だが、中国の農民專業合作組織は、概して規模が小さく経営能力や財政的基盤が弱いため、農民組織が単独でこのような多面的な機能を果たすことは非常に困難である。農民專業合作組織の多くはその脆弱性を補うため、地方政府や公的な農業技術普及部門からの強力な支援を受けたり、それらのネットワークを巧みに利用したりしている。また逆に、産地仲買人や龍頭企業が農民組織を実質的な下請機関としてコントロールし、産地の形成と管理を行っているケースも数多くみられる（張等[2002: 第1章]）。

このようなアクター間の複合的な連携関係は、農民や農村にとって必ずしも負の要因をもたらすものではない。むしろそれによって農民專業合作組織の経済的機能が向上し、農業利益の最大化や農民の農業所得向上につながっていることが多くの研究で指摘されている（郭[2005], 鄭・程[2005], 韓主編[2007]）。さらに、農民專業合作組織が地方政府の農地調整能力を利用しながら安定した農業産地を形成したり、複数の龍頭企業との契約取引を行ったりすることで、龍頭企業による産地切り捨てのリスクを削減することも可能となる。したがって、農業産業化の正否は、これらのアクター間でいかにして良好で複合的な関係を構築し、農業利益を適切に共有するメカニズムを作るかにかかっている。

しかしながら、中国の農民專業合作組織に関する日本の既存研究では、協同組合原則の視点や日本の農協との対比の形で分析されることが多く、農民專業合作組織とほかのアクターとの連携は、必ずしもプラスにとらえられていたわけではなかった（青柳[2001, 2002], 大田原・朴[2001]）。確かに中国の農民組織のなかにも協同組合原則によって運営されているものや、日本の農協に類似しているものも存在する。だが、中国の農民專業合作組織は日本の農協のような強固な組織基盤や政治力をもっておらず、サービスについても技術普及や情報提供にとどまる組織の割合が高い。また第8章で分析されるように、中国の農民專業合作組織はさまざまな経済環境や社会条件のもと、多様なリーダーが中心となって設立されたものである。そのような現状に鑑みると、世界的にも特殊な日本の農協を理想型とした分析手法では、中国の農民專業合作組織の本質を十分に考察できない。

したがって本章では、中国において農民組織が形成されてきた歴史的経緯や制度環境、そして龍頭企業や地方政府といったアクターとの関係に焦点をあてながら、中国有数の農業生産地域である四川省に関する実地調査とアンケート調査に基づいて、農民專業合作組織の実態と産地形成における機能について考察していく。

本章の構成としては、第1節では農民專業合作組織の歴史的変遷とその現状について概説する。続く第2節では四川省を事例として取り上げ、農業産業化の進展状況とその課題を説明するとともに、成都市新都区の農民專業合作組織の事例を紹介する。第3節では、成都市に所属する二つの県で実施した行政村に対する調査データを利用して、農業の産地形成における農民組織と地方政府、龍頭企業との補完関係を具体的に考察していく。そして「おわりに」では、本章のまとめと農民專業合作組織を中心とした農業産業化への政策的含意を記述する。

第1節 農民專業合作組織の背景とその概況

1. 農民專業合作組織の変遷

協同組合である「合作社」という中国語の名称は、1949年の中華人民共和国成立以前から存在したものであり、共産党、国民党などによって数多くの合作組織が設立された。そして中華人民共和国成立を契機に、中央政府によって農業生産合作社や消費合作社、信用合作社、農村供銷合作社（購買・販売組合）など、多様な合作社が設立された。中国の左翼化傾向の強化とともに、これらの合作社は国営化されたが、改革開放が実施された1980年代には民営化が進展する一方、従来とは異なる新しいタイプの合作組織が展開してきた（青柳[2001: 57-60]）。それらは、專業協會や專業合作社などと呼ばれる農業関連の農民組織であり、その総称が「農民專業合作組織」とされた。

農業関連の新たな合作組織が誕生した背後には、以下のような中国農村

が抱える構造的問題が存在する。すなわち、中国の農村部では1978年末からの改革開放以降、人民公社による集団農業体制が見直され、農業生産責任制の導入と農産物の政府買い上げ価格の引き上げによって、農業生産に対する農家の権限を拡大し、農家の農業生産へのインセンティブと新技術導入への需要を引き出していった。

その一方で、集団農業システムの解体を契機に、農村では農業基盤整備のための公的積み立ても減額され、技術普及組織に対する予算削減や独立採算化も行われた。その結果、農業の技術普及や水利管理、生産資材の共同購入や農作物の共同販売といった農家に対する公的サービスも大幅に後退してきた（池上[1989]）。

このような問題を解消する手段の一つとして、農民の自発的な創意によって1980年代初め頃から農民組織が設立されてきた。最も早いものでは、1980年に四川省の郫県で養蜂協会が設立され、同年5月には広東省の恩平県牛江鎮でハイブリッド米に関する研究会が作られた。また農民組織は1980年代中盤から、中国科学技術協会をはじめとした関連部門から支援を受けるようになり、中央政府の政策方針のなかでも專業協会などの新型農民合作組織が取りあげられるようになってきた（潘・杜[1998: 104-105]）。

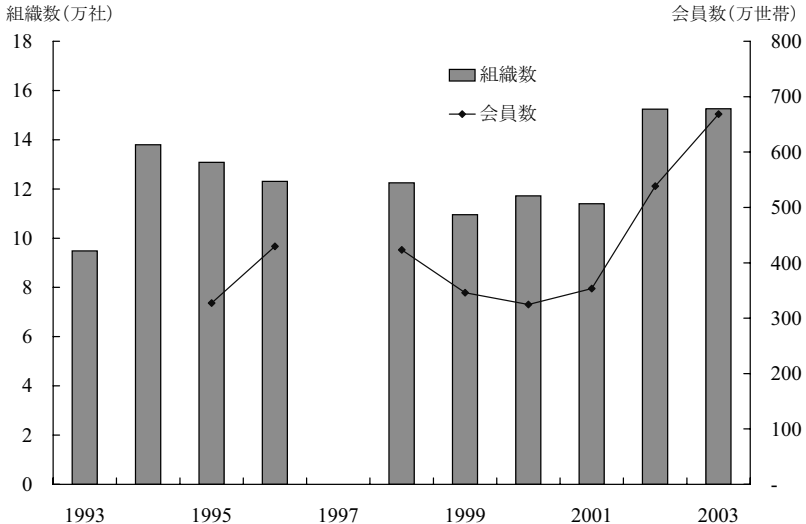
農産物の市場流通が浸透してきた1990年代前半には、專業協会や專業合作社が数多く設立された。1990年時点での農民專業合作社（農民專業協会などの多様な名称のものも含む）は、7万7000社あまりにのぼったという（坂下[2005: 75]）⁽¹⁾。そのため中央政府も農民專業合作組織に対する権利保護や支援に乗り出した。具体的には中国共産党中央委員会・國務院から出された1991年の「農業・農村工作に関する通知」と1993年の「農業・農村經濟發展に関する若干の政策措置」では、農民專業合作組織を農業生産関連の総合的サービス体系（「農村社会化服務体系」）の新たな担い手として認め、農民組織に対する支援と法的保護を行うことが明記された。また1994年には、農民專業合作組織の主管部門が農業部であることを國務院が認定し、農業部は日本型農協の実験地域として陝西省と山西省を、農民專業協会のモデル定款地域として安徽省を認定し、農民に対する組織

化活動を推し進めていった（韓主編[2007: 4-5]，潘・杜[1998: 104-107]）。

そのような政策的支援を受けて，1994年には農民專業合作組織数が13万8000社あまりに増加した。その後の1990年代なかば以降，農業政策の揺り戻しや農産物価格の低迷の影響を受け，図1に示されるようにこの時期の農民專業合作組織数は13万社前後に停滞し，会員数も400～500万世帯にとどまった。

しかし，1990年代末の農業産業化政策の本格化とともに，農業発展を促進する経営モデルのなかで農民專業合作組織が広く注目されてきた。すなわち，農業産業化モデルとして農民組織が生産農家を主導する「專業合作社+農家」や，アグリビジネス企業と農家との間に農民專業合作組織が入って仲介的な役割を担い，農業発展を推し進める「公司+專業合作社+農家」といったものが提起され，中央・地方政府からの政策的支援も強化された（牛[1997]，宋主編[2008: 96-99]）。その結果，図1に示されるよ

図1 農民專業合作組織の組織数と会員数の推移



(出所) 坂下[2005: 75]より筆者作成（原資料は農業部編『全国農村経済状況統計資料』）。

- (注) 1) 元データの関係上，会員数については1995年以降の数値を表示している。
 2) 1997年は数値が欠損しているため，空欄としている。

うに 2002 年頃から農民專業合作組織は再び大幅な増加を示し、組織数は約 15 万社、会員世帯数も 600 万世帯を超える水準に達した。

2. 農民專業合作組織の法制化への歩み

その一方、農民專業合作組織に関する問題点も明らかになってきた。1990 年代には農民專業合作組織の設立を支援する政策が打ち出されてきたにも関わらず、農民組織に対して明確な法的根拠が一貫して与えられてこなかった。そのため、農民專業合作組織の具体的な名称は地域や事業内容によって大きな相違が存在した（青柳[2001: 60-61]）。たとえば、農民專業合作組織の登記は、「社会团体」や「民弁非企業単位」（ともに登記先機関は民政部門）として行われたり、「協会」（主管部門は科学技術協会）や「企業法人」（登記先は工商部門）であったりと、統一されていなかった。また農民專業合作組織の育成では、供銷合作社系統に加え、農村經濟管理部門や科学技術協会、農学会、農村貧困対策部署、地方政府、さらには龍頭企業など、さまざまな主体が関わっていることも、その混乱に拍車をかけた。

この問題に対処するため、中国政府は 2004 年頃から農民組織の規範化への政策を進めてきた（表 1 を参照）。專業合作組織の改革モデル省に認定された浙江省では、農民專業合作組織の振興と規範化のための法令・政策が、ほかの省に先駆けて積極的に打ち出された。すなわち、2004 年 11 月には「浙江省農民專業合作社条例」が浙江省人民代表大会で承認され、2005 年 1 月から施行された。この条例は、農民專業合作組織およびその会員の権利の保護、農民專業合作組織の規範化とその促進に対して重要な意義をもつものであった。さらに、2005 年 4 月には「浙江省農民專業合作社のモデル定款に関する通知」、2005 年 8 月には「農民專業合作社の規範化建設に関する意見」を公布し、農民專業合作組織の規範化を推進している。

中央レベルでは、2005 年 3 月に「農民專業合作組織の發展を支持・促進することに関する意見」が公布され、農民專業合作組織の健全な發展を

表1 農民專業合作組織の法制化に関する通達・決定

政策・通達	公布元官庁	年・月日	主な内容
浙江省農民專業合作社条例	浙江省	2004年11月11日	農民專業合作社の法人格を全国で初めて条例によって認定
浙江省農民專業合作社のモデル定款に関する通知	浙江省農業庁	2005年4月15日	条例に基づいて規定された農民專業合作社のモデル定款様式を通達
農民專業合作組織の発展を支持・促進することに関する意見	農業部	2005年3月24日	農民專業合作組織の健全な発展を促進するための指導原則や主要な措置を明記
農民專業合作社の規範化建設に関する意見	浙江省農業庁	2005年8月29日	合作社の内部管理制度に関する原則や政府部門による規範化支援のための施策を明記し、農民專業合作社の規範化を促進
社会主義新農村建設に関する若干の意見 〔1号文件〕	中共中央、 國務院	2006年2月20日	農民專業合作組織に関する2004・05年の「1号文件」の内容をさらに推し進めており、立法プロセスの加速、支援の強化、合作經濟組織発展に有利な貸付・税制・登記等の制度の設立を明記
農民專業合作社法	全人代	2006年10月31日 承認(2007年7月 1日施行)	農民專業合作組織に関する初めての法律。既存の農民專業組織に対して法的地位を与えると同時に、その管理・運営の規範化をめざす

(出所) 各種資料に基づき筆者作成。

促進するための指導原則や主要な措置が明記された。そして2006年の「1号文件」(年初の政策方針)においても、農民專業合作組織に関する立法プロセスの加速や支援の強化、そして農民組織支援のための貸付・税制・登記などの制度整備が提唱された。

2006年3月に開催された全人代で、農民專業合作組織に関する法律制定の建議がなされたことを受け、2006年10月の全人代常務委員会において農民專業合作社法が承認された。この法律は、農村專業合作組織に関する初めてのものであり、既存の農村專業合作組織に対して明確な法的地位を与えると同時に、その管理・運営を規範化することを目的とするものである。

3. 農民專業合作組織の分類

農民專業合作社法のなかで、農民專業合作社は「農家の家庭請負経営という基礎のもと、同類農作物の生産経営者あるいは同類農業生産経営サービスの経営者・利用者が自由意思で連合し、民主的な管理を行う互助的な経済組織」と定義される。この「同類」という点が中国の農民組織の一つの特徴であり、野菜や果樹などの特定の農作物や、農業機械耕作など特定のサービスに関して組織を形成する形になっており、日本の専門農協や欧米の農協と性格的に近い。そして農民專業合作社の任務は、「会員に対して農業生産資材の購入、農産物の販売・加工・輸送・貯蔵、農業生産経営に関する技術・情報などのサービスを提供すること」と規定されている。

さらに同法では、農民專業合作社の登記先は工商行政管理部門と明記され、設立登記申請をすることで合作組織には法人格が付与されることも初めて規定された。また、組織の会員は農民を主体とすること（80%以上）が明記されており、会員は自由意思での加入・脱会することが可能となっている。

組合大会の選挙・票決では、原則として1人1票の原則で行われると明記される一方、出資額や取引額の多い会員に対しては、定款規定に基づき付加的表決権を付与することも可能となっている。したがって、農民專業合作社は必ずしも協同組合原則のみで運営されているとは限らない点は注目に値する。他方、合作組織の余剰金の60%以上については、会員と合作社との間の取引量に応じて配当として還元されることも規定された。また農民專業合作社法ではそのほかにも、設立と登記の方法や財務管理の規定、合併・解散・清算手続きや政府による援助政策なども記されている。

しかしながら、中国の農民專業合作組織の実際の形態は非常に多様で複雑である。そのため、その実態を把握するためには法律上の定義ではなく、実際の機能面とその性格から農民組織について整理することが必要である。まず、農業に関する農民專業合作組織は「継続的な事業活動」の有無で合作社型と協会型に分類される（青柳[2001: 64-65]）。合作社型とは、

専従職員や固定的施設などの経済的な実体があり、農産物販売、生産資材購入など経常的な経済活動を行う共同組織である。協会型とは経済的な事業活動をとまわず、おもに特定農作物の生産技術などの研修会や講習会を行う組織である⁽²⁾。

農民專業合作組織はその組織化の担い手によって、さらに四つに分類される。すなわち、地方政府（県政府、郷鎮政府、村民委員会）の主導によって組織され、経営者の多くは行政幹部が兼任している「地方政府主導型」、龍頭企業や供銷合作社などの農産物加工企業によって組織化された「企業インテグレーション型」⁽³⁾、大規模経営農家や篤農家、あるいは仲買人の先導によって形成された「個人企業型」、同規模の農家が集まって形成された「農民協同型」である（表2を参照）。もちろん、これらは概念上の分類であり、実際には幾つかのタイプが入り混じった形で合作組織が運営されている。

表2 中国の農民專業合作組織の諸形態

分類	業務内容	主導部門による類型
協会型（非事業組織）	経済的な事業活動をとまわず、主に特定農作物の生産技術などの研修会や講習会を行う組織	
合作社型（事業組織）	専従職員や固定的施設等の経済的な実体があり、農産物販売、生産資材購入など経常的な経済活動を行う共同組織	地方政府主導型 企業インテグレーション型 個人企業型 農民協同型

（出所）青柳[2001: 63]、王[2005: 111-114]を参考に筆者作成。

4. 農民專業合作組織の現状

農業部の資料によると、農民專業合作経済組織の組織数は2006年には15万社を超え、それと関係する農家は3480万世帯（農村全農家数の13.8%）に達しているという。業種別構成比を見てみると、耕種業が49.0%、養殖業（畜産、漁業）が27.7%、その他（農業機械サービスなど）が23.3%となっている⁽⁴⁾。また、2004年の統計によると、農村專業合作組織による農産物の販売量は2億トン以上で、化学肥料、飼料、マルチなど

の生産資材の代理購入量は1億トン近くに達している。2004年の営業利益は187億元であり、うち19%の36億元が会員に返還され、26%の49億元が配当金として利用された。そして会員1人あたりの平均の返還金・配当金は364元となっている（中華人民共和国農業部編[2005: 51]）。

しかし農民專業合作組織といっても名義のみで実態がともなわないものや、規模が小さく適切な運営がなされていないものも数多く存在する⁽⁵⁾。2004年の全人代に提出された資料によると⁽⁶⁾、15万社の農民專業合作組織うち、管理状況が良好で活動が規範化されているものは9万5330社であり、会員数は1150万世帯（農村世帯数に占める会員世帯の割合は5.3%）にとどまるという。

また同資料によると、農民專業合作組織数が最も多いのは山東省で約1.5万社、次いで湖南省、陝西省の順になっている。会員数では河南省183万世帯と最も多く、江蘇省、山東省が続いている。他方、農民組織への省別の参加率でみると、北京市が35%と圧倒的に高く、陝西省と吉林省が10%台にあるのみで、その他の地域では会員世帯比率は10%を下回っている。全般的に、中部地区と東部地区での農民專業合作組織の発展が目立つ一方、西部地区では組織数と参加率ともに低い水準にとどまっているという特徴がみられる。

一方、農民專業合作社法の施行によって同法に基づく新たな農民組織の登記も進んでいる。2008年9月末時点で農民專業合作社法に基づく法人登記数は7万9600社であり、同法に基づいて登記を行った農民組織は全体の2分の1程度になるという。またその際に登記された会員数は108万1500世帯（法人会員も含む）で、そのうちの農家会員比率は96.2%である⁽⁷⁾。

そして農民專業合作組織の増加とともに、政府による農民組織への財政的支援も広がっている。2002年に農業部は全国から100社の農民組織と六つの地区、および浙江省を農民專業合作組織の試験地点に認定し、農民組織による情報、技術、トレーニング、品質基準や市場販売面でサービスを提供する活動を支援することが打ち出された（韓主編[2007: 7-9]）。また2003年から2005年にかけて、中央財政から合計1億5000万元の資金

が試験地点設立のために投入された。さらに農業部は2004年に12の省・市の111社（2005年は143社）の農民專業合作組織をモデル・ケースに認定し、約2000万円の財政支援を行った。

税制面では、2008年6月に財政部と国家税務総局から「農民專業合作社の関連税收政策に関する通知」が公布された。それによって、同年の7月1日から農民專業合作組織が農産物を販売したり、会員農家が農民組織から生産資材を購入したりする際に、「増値税」（付加価値税）が免税されることとなった⁽⁸⁾。

他方、省レベルでも2004年には6700万元（2005年は1億4000元）の財政資金を動員し、600以上（2005年は1100前後）の省レベルの農民組織モデル地点を設立している。2004年末には23の省において、農民專業合作組織の発展を支援する政策が講じられており、登記や資金・信用貸出面での支援、税制面での優遇、土地・電力利用や輸送面でも政府がサポートしている（中華人民共和國農業部編[2005: 51, 2006: 46-47]）。

第2節 四川省の農業産業化と農民專業合作組織

前節では各種資料に基づき、農村專業合作組織の変遷とその概要について整理してきた。農業産業化の普及にともなう沿海地域の農村社会・経済の変容については、坂爪・朴・坂下編[2006]、大島編[2007]、菅沼[2008]など実地調査の基づく優れた研究があり、その実態が明らかになってきている。他方、内陸農村の農業産業化や農民組織に関しては、石原・石・秋山・小島編[2007]や河原[2007]の研究も存在するが、その特徴は体系的には考察されてこなかった。これは農業産業化が山東省や浙江省といった沿海地域を中心に展開されてきたことと強く関係している。

しかし、農業産業化の全国的な普及をめざすためには、内陸農業のメカニズムを体系的に考察し、その現状と課題を明確にすることは不可欠である。そこで本節では、内陸地域のなかでも有数の農業生産地帯である四川省を事例として取りあげ、その農業産業化の特徴と農民專業合作組織の実

際の機能を整理していく。

1. 四川省および成都市の農業産業化の進展状況⁽⁹⁾

中国の西南地域に位置する四川省は、水稲などの穀物生産や畜産業が盛んな省である。2008年の農業生産総額でみると、四川省は3903億元で全国第3位（全生産量の6.7%）と高い地位を占めている。そして穀物生産量は全国第5位、肉生産量でも全国第2位であり、とりわけ豚肉の生産量は全国第1位の436万トン（全生産量の9.4%）を誇る（国家統計局編[2009]）。

四川省における農業産業化は、農産物の加工度の向上、龍頭企業による農民の牽引、そして基地建設による農産物の付加価値向上などを目的に1995年頃から実施され、2001年以降から農業産業化の発展が加速してきているという。さらに農業産業化を促進するため、2003年には全国に先駆けて農業特産税を撤廃し、2005年からはすべての農業税をなくした。

龍頭企業数の変化で見てみると、2001年時点で省認定の重点龍頭企業数は80社であったが、2006年には209社（うち24社は国家級の龍頭企業）と大幅な増加を示している。畜産業が盛んな四川省では、畜産関連の龍頭企業の割合が高いが、野菜、果樹、漢方薬、花卉、育種関係の龍頭企業も数多く存在する。2008年6月までに四川省レベルの龍頭企業総数は5783社に達し、うち販売額が500万元以上の龍頭企業も2400社となっている。また、龍頭企業と関係のある農家数は1040万世帯（四川省全農家の53.6%）にのぼるとい⁽¹⁰⁾。

他方、農民專業合作組織に関しては、浙江省や山東省と同様、四川省では比較的早い時期から発展してきた経緯があり、2007年時点で1万6181社ほどの組織が存在する。反面、四川省の農民組織の規範化は他の地域より後れており、多くの組織が技術指導を中心とする農民專業協会レベルにとどまっているという。さらに四川省農業は、全般に経営規模が小さいうえに、農産物の加工度も低く、農産物流通システムも十分に整備されておらず、農業に対する財政・金融面での支援も不十分であるといった多くの

課題も抱えている（四川省現代農業發展研究課題組[2008]）。

そのため、四川省政府は2007年から農民組織の規範化のためのモデル事業を開始した。その内容は、毎年200社の農民專業合作組織をモデル組織と認定し、5年間で1000社の農民專業合作組織をモデル組織とするといったものである。また、四川省農業庁が提起した「四川省優勢特色農業發展計画（2008～2012年）」では、野菜、お茶、果物といった特色のある十大農産物の品質と加工度の向上、そしてブランド化を通じて農業産業化を推進している。

次に、四川省農業産業化の先進地域で省都でもある成都市の農業産業化の状況について概説していく。成都市では食糧や油料作物などの農作物のほか、野菜、花卉、お茶、柑橘類の栽培も進んでおり、林業（竹、食用菌）や畜産業の生産も盛んな地域である。2006年のデータによると、成都市には販売額が500万元以上の龍頭企業が約580社（四川省全体の27%）あり、龍頭企業が約120万の農家（全市の約60%）との契約関係をもっているという。龍頭企業のうち、省認定の龍頭企業は54社、市認定の龍頭企業200社前後であり、とりわけ582社ある国家級の龍頭企業のうち、11社が成都市に所在することから、成都市の農業産業化の進展状況がわかる。

また2008年の統計によると、成都市に存在する農民專業合作組織数は1592社であり、前年とくらべて39.3%増と大幅な増加を示している（付・郭[2009]）。農民專業合作組織の内訳をみると、農民專業合作社は880社、專業協會は712社となっている。農民專業合作組織に加入している社員数は24万7000世帯で、成都市農家の12.2%を占めている。

880社ある農民專業合作社について、その合作社設立の主導者で分類すると、個人企業型の合作社は426社（26.8%）、企業インテグレーション型が79社（5.0%）、地方政府主導型（農業技術普及部門主導も含む）が277社（23.6%）となっている。このことから、成都市では專業農家や個人企業経営者といったリーダー的な農家や地方政府が中心となって、專業合作社が設立されてきたという特徴がうかがえる。

しかしながら、成都市の農民專業合作社の課題として、(1)活動範囲が

行政村や郷内に限定され、組織の規模も小さく活動内容も技術普及が中心であり、加工業や流通業に関わる組織が少ない、(2)政府主導で組織が設立されたものが多いため、農民の参加度や積極性がそれほど高くない、(3)合作社を支援するための政策や管理体制などが十分に完備していない点が指摘されている(付・郭[2009])。

次項では、四川省における農民專業合作組織の具体的な様相を考察するため、成都市新都区の事例を取りあげて説明する。

2. 新都区斑竹園鎮大夫村における專業合作社の事例—村民委員会による調整と産地化—⁽¹¹⁾

(1) 大夫村無公害野菜合作社の概況

成都市の北側に位置する新都区は、成都市郊外という有利な地理的条件を反映して、成都市内でも農業産業化が進展した地区の一つとなっている。その新都区の中心地からほど近い場所に所在する大夫村は、人口1803人、世帯数557戸、耕地面積1564ムー(約104ヘクタール)の行政村である(2006年時点)⁽¹²⁾。この大夫村は野菜生産が盛んな地域であり、鎮の野菜生産モデル地区として指定されている。地元で生産される野菜としてはトウガラシ、ナス、白菜類、インゲン豆、レタスなどが挙げられ、農民1人あたり純収入⁽¹³⁾も7000~8000元と比較的高い水準にある。

大夫村で本格的に野菜生産が始まったのは2003年下半期頃からで、それまでは食糧生産が中心であった。その契機になったのが、2003年の下半期に村書記が中心となって「無公害蔬菜合作社」を設立したことである。大夫村の書記であるL.M.氏は、30年以上の農業経験を積むとともに農作物の販路拡大にも尽力してきた。2003年にL.M.書記を中心とした6名のメンバーが合計3万元を投資し、20ムーの野菜ハウスを建設し、無公害野菜(なすと唐辛子)の栽培を行った。そこで栽培された野菜を農産物卸売市場で販売したところ、たちまちすべてが売り切れるほど好評であった。その成功を受け、多くの農家が野菜栽培を始めたいと思い立ったことから、L.M.書記を中心に48戸で無公害蔬菜合作社を設立し、220ムーの農地を

利用して野菜の栽培を開始した。

2007年現在では、無公害蔬菜合作社の会員農家数は80戸、野菜基地の栽培面積は約400ムーまで増加しており、合作社は順調な成長をみせている。合作社農場では、以前はナスの栽培（年三作）が行われていたが、現在は冬瓜と白菜類の年二作が中心である。

この農地の年間地代はムーあたり800元であり、地代の最低借入価格は保証されている。また、野菜生産による連作障害を回避するため、合作社が農家から農地を借り受ける期間は基本的に3年と規定され、野菜生産サイクルと合わせる形で合作社の借入農地を入れ替える仕組みになっている。そして基地で働く労働者は、農地を野菜生産基地に提供した農家（おもに50歳以上）が全体の8割程度を占め、残りは外地からきた労働者が農業労働者として就業する。合作社は常勤の農業労働者として30～40人程度、農繁期には80～90人程度の臨時工を雇用している。

合作社によって生産された野菜は、漬物生産で有名な成都新繁食品会社に販売される。新繁食品会社と合作社との間では、品種、販売価格、買付量の三つを事前に取り決める。販売価格には最低保証価格が設定され、市場価格がその価格を下回れば最低保証価格で、上回れば市場価格で企業が購入するという契約が結ばれている。買付量についても一定のロットが指定されており、農地での実際の生産量がその水準を上回れば、余剰分は市場販売が可能である。

また、野菜栽培用の種子は新繁食品会社と合作社と一緒に種子会社から購入する形式をとることで、品質の安定化を図っている。さらに合作社は、全国的にも有名な肥料会社である北京牧禾集団の新都区事務所と共同で、生物菌肥を利用した無公害野菜のモデル農場も設立し、農業技術の向上とその普及に力を入れている。そして会員農家は合作社に対して会費を支払う必要はなく、合作社から提供される講習会にも無料で参加することができるようになっている。

(2) 産地化のための村全体での農地調整

大夫村の農業産業化の特徴は、上記の無公害野菜合作社の設立と展開を

契機に、近隣に所在していた食品加工企業も相次いで村への野菜基地建設を行うことで、村の農地全体が野菜基地となってきたことである。

大夫村に生産基地を建設した企業の一つが漬物生産を行う互旺食品公司である。互旺食品公司は新都区の別の鎮で工場をもっていたが、その地域では耕地面積が少なく、大根、白菜、ササゲなどの原材料の確保が困難であった。そのため、互旺食品公司は大夫村の農家から約 350 ムーの農地を借り入れ、野菜生産基地を設立すると同時に、約 5000 万元の投資資金を利用して、大夫村に新たな漬物生産工場を設立した。この企業は、2006 年に成都市の重点龍頭企業に認定されるなど順調な発展を続けており、漬物の年間販売量は約 8000 トン、200 人程度の従業員を雇用している。加工品の原材料は大夫村から全体の 40% を仕入れており、残りの 60% は雲南省、貴州省、広東省から購入しているという。そしてもう一つの漬物生産を主とする食品加工企業である廖府食品公司も、漬物の原材料であるカラシナなどを確保するため、大夫村から 300 ムーを借り入れ、野菜基地を建設している。

このように大夫村では 2006 年以降、野菜生産が全面的に広がってきていることがわかる。大夫村の野菜栽培基地の建設状況について表 3 に整理したが、野菜基地の合計面積は約 1050 ムーとなっており、村全体の耕地面積である 1564 ムーの 3 分の 2、基地に参加する農家数は約 300 世帯で総世帯数の 54% に上っている。また大夫村の幹部へのヒアリングによると、現段階で基地に入っていない農地についても、野菜の輪作に応じて野菜基地として利用されるように村全体での統一的な管理が行われているという。すなわち、村全体が実質的に野菜生産基地として運営されているのである。

大夫村において村民委員会による農地の統一的な経営が実施できた背景

表 3 大夫村の基地建設状況

	無公害蔬菜合作社	互旺食品	廖府食品
農場面積	約 400 ムー	約 350 ムー	約 300 ムー
開始時期	2003 年～	2006 年～	2006 年～

(出所) 現地でのヒアリング調査に基づき筆者作成。

には、三つの要因が存在したと考えられる。第一に、大夫村は成都市中心に近く、農外就業機会が豊富に存在しており、地元の若年・壮年層のほとんどが通年の出稼ぎ労働に行っているため、農地を合作社や企業に貸し出すことへの抵抗感が少ないことが挙げられる。第二に、新都区の農村發展局から派遣された技術者（2名）と無公害野菜合作社自体が雇用した農業技術者が村内の野菜栽培技術の普及にあたることで、農家レベルの野菜栽培技術が向上し、村全体での野菜栽培が可能になっている点である。

そして第三に、村民委員会による農地管理の強制力と農家への高い地代補償である。大夫村では、野菜の生産サイクルに応じて村全体の農地のローテーションを行い、効率的な野菜基地が形成されている。農家に対して農地を貸し出すインセンティブを与えるため、賃賃による地代の最低価格はムーあたり年間800元と近隣地域よりも高い水準に設定されていることに加え⁽¹⁴⁾、賃借期間も3年間に設定されている。また、農地を提供した農家も合作社に農業労働者として働くことができ、1日25元程度の労賃が提供される。これによって、農地を貸し出す農家も相対的に高い便益を受け取ることができるとともに、農民の請負地へ長期的な権利も守られている。

このような農外就業機会の多さ、農業技術普及系統や合作社による技術普及の体制、そして村全体の農地をローテーションするための管理能力と農地を貸し出す農家への手厚い補償によって、大夫村の野菜産地化が実現されている。加えて、複数の企業が基地建設に参入することで、野菜販売先のルートが広がるとともに、企業による産地切り捨てのリスクも削減するメリットもある。

すなわち、大夫村の基地化は「合作社＋農家」、あるいは「龍頭企業＋農家」といった単線的で画一的な農業産業化モデルではなく、龍頭企業、地方政府（区、村民委員会）、農民專業合作組織といったアクターが複合的な関係を形成することで野菜産地化を実現した事例といえる。

第3節 四川省行政村調査による農業産業化の現状と その類型化

1. 四川省行政村調査の概要

前節で分析した新都区大夫村の農業産業化は、成都市のなかでも規範化が進んだケースであり、必ずしも全体を代表するとは限らない。そこで成都市における農業産業化の全体的な特徴を定量的に把握するため、われわれは四川省社会科学院農村経済研究所に委託する形で、行政村に対するアンケート調査（以下、「四川省行政村調査」）を実施した。本節ではその調査結果を利用して、村レベルでの農民專業合作組織の活動状況や龍頭企業との契約関係の実態について考察していく。

調査対象地域は、成都市（行政区画の「地区」）に所属する県で、かつ農業産業化の発展水準が高い金堂県と邛崃市（県レベルの市）の二つであり、2007年に実際のアンケート調査が行われた。行政村の標本抽出方法としては、「县城」（県政府が所在する郷鎮）の距離によって郷鎮を層化し、金堂県からは64の行政村（8郷鎮）、邛崃市からは61の行政村（5郷鎮）を選出し、行政村の幹部（村主任、あるいは村書記）に対して調査を実施した。

調査対象として行政村を選択した理由としては、(1)新都区大夫村の事例で示されたように、村全体で統一的な農業経営を行う際には村民委員会による政策的支援や農地調整の強制力が必要であること、(2)農業産業化において農民專業合作組織や龍頭企業の視点から考察する研究が多い反面、行政村を運営する村民委員会の視点からこれらのアクターとの関係を考察したものは非常に限定的であること、という二つの点が挙げられる。

まず調査対象地域である金堂県と邛崃市の概要については、表4に整理した。この表に示されているように、金堂県の方が人口規模や耕地面積で邛崃市よりも大きいものの、二つの地域の経済構造はおおよそ似通っていることがわかる。ただし、邛崃市の方が1人あたりGDPでは金堂県を上回っており、また畜産業や食糧生産を中心とした農業産業化でも邛崃市が

表4 調査対象地域の概要（2006年）

		金堂県	邛崃市
基本概況			
年末総人口	万人	86.2	65.2
農業人口	万人	64.4	46.8
国内総生産	億元	64.4	64.2
第一次産業	%	35	23
1人あたりGDP	元	8,501	10,463
農業関係			
年末実質耕地面積	万ヘクタール	4.42	3.26
灌漑比率	%	75	79
農産物播種面積	万ヘクタール	10.81	8.37
食糧生産量	万トン	24.67	26.99
肉類生産量	万トン	7.41	12.31

（出所）『四川省統計年鑑2007』より筆者作成。

相対的に進展している。

続いて、四川省行政村調査の集計結果を利用して行政村の概況を表5に示した。行政村の規模を比較してみると、村民小組数、総人口、総戸数の

表5 調査対象村における農業の発展状況

		金堂県	邛崃市
年末郷村総人口	人	3,704	2,585
年末郷村総戸数	戸	1,097	811
農民純収入	元	3,764	4,089
農業純収入比率	%	41	40
年末総労働力数	人	2,211	1,511
出稼ぎ労働者数	人	986	649
年末耕地面積	ムー	2,782	2,110
灌漑面積比率	%	49%	84%
果樹園面積	ムー	629	188
総作付面積	ムー	5,300	4,346
食糧作付面積	%	64	60
野菜作付面積	%	20	9
油料作付面積	%	12	28
豚出荷頭数	頭	1,762	8,775
家禽類出荷量	羽	10,157	33,595

（出所）「四川省行政村調査」より筆者作成。

（注） 数値は村あたりの平均値である。

面で金堂県の方が相対的に大きいことがわかる。他方、農民1人あたり純収入でみると、邛崃市の方が金堂県よりもわずかながら高い水準にあることがわかる。また同表に示されているように、両地域ともに労働者に占める出稼ぎ労働者の割合が4割程度と高く、とりわけ金堂県では省外への出稼ぎ労働者が多いという特徴がある。

次に農地の利用状況に注目すると、金堂県では丘陵地帯という地理的状況を反映して、灌漑面積比率が5割を切っている。それに対して、地形が平坦で河川も多い邛崃市では灌漑面積比率が84%となっており、水稻栽培が広く普及している。そして作付面積を見てみると、両地域ともに食糧作付面積が6割程度を占める一方、金堂県では野菜の作付け、邛崃市では油料作物の作付けが相対的に盛んであることがわかる。

また、畜産業の面では、両地域ともに豚肉と家禽類の養殖を中心としている。とくに邛崃市では肥育用の豚の出荷頭数が村平均で8775頭、家禽類の出荷量が3万3595羽と金堂県のそれらを大きく上回っている。

2. 農業産業化の各アクターによるサービス提供状況

農業技術普及や防虫といった農業関連の公共財提供に関して、調査対象地域ではどのようなアクターがその役割を担っているのであろうか。まず村民委員会が農民に対して提供しているサービスの構成比を表6に整理した。表からわかるように、全般的に農業関連サービスを村が提供している割合は低い水準にある。具体的には、統一灌漑と播種計画については、両

表6 村民委員会による農業関連サービスの提供状況

	金堂県	邛崃市
統一灌漑	45%	36%
機械耕作サービス	8%	10%
統一防虫サービス	13%	21%
統一生産資材購入	0%	3%
播種計画	27%	33%

(出所)「四川省行政村調査」より筆者作成。

(注) 数値は各サービスを提供している行政村の構成比である。

地域ともに3~4割程度の村で実施されているものの、機械耕作サービスや統一防虫、生産資材の購入などを実施している村の割合は非常に低い。

実際、村の財政総支出に占める「農家向けの生産サービス支出額」を質問したところ、金堂県ではその割合はわずかに1%、邛崃市でも9%にとどまるという結果になった。また、村内に農業技術普及員が1人もいない村の割合は金堂県では58%、邛崃市でも41%と高い水準にあることが明らかになった。このように調査対象地域では、村からの農家向けサービスはともに極めて貧弱である。

それでは、調査対象地域では農民專業合作組織はどれだけの数が存在し、どのような活動を行っているのであろうか。また龍頭企業は、行政村内にどの程度の生産基地をどのような形で建設しているのであろうか。それらを考察するため、農民專業合作組織と龍頭企業の活動状況について表7にまとめた。村内に農民專業合作組織が1社以上存在する村の割合は、金堂県が42%であるのに対し、邛崃市は25%と低い水準にあり、邛崃市の方が農民專業合作組織の設立が後れていることがみてとれる。他方、村内に龍頭企業の生産基地が存在する行政村の割合については、金堂県が11%と非常に低いのに対し、邛崃市では33%と相対的に高く、二つの県で農業産業化のタイプが異なることがわかる。

表7 農民專業合作組織、および龍頭企業の活動状況

	金堂県	邛崃市
農民專業合作組織		
農民組織あり (%)	42	25
(1) 耕種業：参加農家数 (戸)	139	85
参加農家あたり面積 (ムー)	2.41	8.11
(2) 畜産業：参加農家数 (戸)	22	111
龍頭企業基地		
龍頭企業の基地あり (%)	11	33
(1) 耕種業：契約農家数 (戸)	134	129
契約農家あたり面積 (ムー)	3.21	5.76
(2) 畜産業：契約農家数 (戸)	1	82

(出所)「四川省行政村調査」より筆者作成。

(注) 農民專業合作組織に関する参加農家数と参加面積は、村内に実際に農民專業合作組織が存在する行政村に関する平均値である。龍頭企業基地に関しても同様である。

また、農民專業合作組織が存在するケースについて、村内の参加農家数と参加農家の総面積（ともに耕種業）について質問したところ、参加農家数は金堂県が139戸、邛崃市が85戸と前者の方が多い一方、参加農家あたりの耕地面積でみると金堂県が2.41ムー、邛崃市では8.11ムーと後者の方が大きいという違いがあった。このことは、金堂県では農民專業合作組織の数が相対的に多く、かつ参加農家数も多いが、参加農家の経営規模は邛崃市の方がむしろ大きく、農業の規模経営が進んでいることがうかがえる。また畜産業の村あたりの平均参加農家数では、金堂県が22戸であるのに対して、邛崃市では111戸と圧倒的に多くなっており、畜産業では邛崃市の農民組織が多くの会員農家を抱えていることがわかる。

他方、表7の龍頭企業の基地の状況について見てみると、契約農家数（耕種業のみ）は金堂県と邛崃市は村平均でそれぞれ134戸と129戸で大きな違いが存在しない。その一方、契約農家あたりの平均栽培面積では金堂県が3.21ムーであるのに対して、邛崃市が5.76ムーと大きな格差があり、この点からも邛崃市の方が規模経営は進展していることが示唆される。さらに畜産業の契約農家数でみると、金堂県では龍頭企業との平均契約農家数がわずか1戸であるのに対して、邛崃市のそれが82戸となっており、畜産業の契約販売が広がっていることがわかる。

次に、農民專業合作組織と龍頭企業が会員や契約農家に対して提供するサービスの状況について、表8に整理した。まず農民專業合作組織の活動についてみていくと、(1)の生産資材の提供面では、金堂県では40%の農

表8 農民組織と龍頭企業からの農家へのサービス提供の有無

	專業合作組織		龍頭企業			
	金堂県	邛崃市	金堂県	邛崃市	畜産業	その他
(1) 生産資材の提供	40%	88%	11%	24%	57%	7%
(2) 技術サービスの提供	87%	88%	22%	38%	71%	21%
(3) 流動資金の提供	0%	50%	0%	10%	29%	0%
(4) 保護価格買付の実施	0%	50%	0%	19%	57%	0%

(出所)「四川省行政村調査」より筆者作成。

(注) 表中の数値は、農民專業合作組織あるいは龍頭企業の生産基地が存在する行政村に関して、当該サービスを提供している行政村の割合を示している。

民組織が農家に生産資材を提供しているのに対し、邛崃市では88%の農民組織が資材を提供している。他方、(2)の技術サービスについては、いずれの地域でも9割近い農民組織が提供しており、地域での格差は存在しない。また、(3)の流動資金の提供と(4)の保護価格買付の実施についてみると、金堂県ではすべての農民組織が(3)と(4)のサービスを農家に提供していないのに対し、邛崃市では半分の農民組織がそれらのサービスを提供しているという結果となった。このことから、金堂県の農民專業合作組織は農家に対するサービス内容が少なく、活動内容に乏しいことがうかがえる。

さらに龍頭企業が農家に対して提供するサービスについて考察すると、表8で示されるように、農民專業合作組織と比較してサービス提供の度合いは全般的に低いことがわかる。具体的には、(1)の生産資材の提供をしている龍頭企業は金堂県では11%、邛崃市でも24%であり、(2)の技術サービスについてもそれぞれ22%と38%と低い水準にとどまっている。(3)の流動資金と(4)の保護価格買付については、金堂県ではいずれも提供されておらず、邛崃市でもそれぞれ10%、19%のみで提供されていた。

ただし注意すべきは、邛崃市でも龍頭企業の取り扱う農産物の種類によって、契約農家に提供されるサービスには大きな違いが出ている点である。邛崃市の龍頭企業の内訳をみると、畜産業の龍頭企業では農家に対するサービスが軒並み高くなっているのに対し、その他産業（耕種業、茶栽培、菌類など）では農家に対してサービスを提供している割合は非常に低く、金堂県のそれとほぼ同レベルの水準にある。

3. 農民專業合作組織と龍頭企業の行政村との関係と農業産業化パターン

それでは農業産業化のなかで、行政村、農民專業合作組織と龍頭企業とはどのような連携関係を構築しているのであろうか。その関係を整理した表9の行政村と農民專業合作組織との関係についてみていくと、(1)の組織幹部の兼任については、金堂県では25%の組織にとどまるのに対し、

邛崃市ではすべての農民組織で幹部の兼任が行われているという結果になった。さらに(2)の基地建設への支援でも、金堂県では56%の行政村が支援しているが、邛崃市ではすべての行政村で行われていた。また、(3)の村による経済上(トレーニング費用の負担など)のサポート、そして(4)の生産資材の村との共同購入についても、邛崃市の方が金堂県よりも高い割合を占めており、邛崃市の行政村における農民專業合作組織との密接な関係がこの点からも示唆される。

表9 行政村と農民專業合作組織、龍頭企業との関係

	合作社		龍頭企業	
	金堂県	邛崃市	金堂県	邛崃市
(1) 村幹部が組織(企業)幹部を兼任	25%	100%	22%	17%
(2) 村による基地建設への支援	56%	100%	44%	39%
(3) 村による経済面でのサポート	13%	50%	11%	0%
(4) 生産資材の村との共同購入	6%	38%	11%	4%
(5) 村による契約栽培の代行	n.a.	n.a.	11%	9%

(出所)「四川省行政村調査」より筆者作成。

(注) 「(5) 村による契約栽培の代行」とは、龍頭企業が当該農村で契約栽培を実施する際、企業に代わって村民委員会が、農家に対する栽培管理や契約履行の監督などを担当する方法のことである。

それに対して、行政村と龍頭企業との関係については、いずれにしても該当するケースは少ない。(2)の基地建設への支援についても金堂県では44%、邛崃市では39%と比較的高い数値をとっているが、その他の面ではいずれも数値は低く、両地域ともに基地建設面以外では龍頭企業と行政村との関係は、それほど強固なものではない⁽¹⁵⁾。

それでは一つの行政村のなかで農民組織と龍頭企業の基地はどのような組み合わせで分布しているのだろうか。そのパターンを示したものが表10である。この表からわかるように、龍頭企業の基地ではなく、かつ合作社も存在しない村の割合が金堂県で48%、邛崃市でも55%と最も高くなっている。実際、この調査で農産物の販路に関する質問を行ったところ、農産物はおもに自由市場(「農貿市場」)や仲買人(「經紀人」)に販売されると回答した割合が高かった。

他方、金堂県では農民組織のみ存在する村の割合が39%、邛崃市では龍頭企業の基地のみ存在する村の割合は22%と比較的高い割合を占め、農業産業化のパターンが異なっていることがわかる。また、新都区大夫村のように農民組織と龍頭企業の基地がともに存在する割合は、金堂県では9%、邛崃市で12%と低い割合にとどまっている。

表10 農業産業化パターンと農民1人あたり純収入

	金堂県		邛崃市	
	構成比	純収入(元)	構成比	純収入(元)
いずれもなし	48%	3,645	55%	4,126
農民組織のみ	39%	3,875	12%	3,482
基地のみ	4%	3,906	22%	4,163
農民組織+基地	9%	3,677	12%	4,348
計	100%	3,764	100%	4,089

(出所)「四川省行政村調査」より筆者作成。

この農業産業化パターンと村レベルの農民1人あたり純収入との関係を明確にするため、表10には村のパターンごとに農民1人あたり純収入も表示されている。この表から金堂県と邛崃市での違いがはっきりと読み取れる。すなわち、金堂県では農民組織のみ、あるいは基地のみの行政村の平均純収入が若干高いが、全体として大きな格差が存在しない。前述のように、金堂県では農民組織と龍頭企業ともに農家へのサービス提供が限定的で、村民委員会との関係も弱いため、村の農業産業化のタイプと経済水準との間には有意な関係が存在しなかったと考えられる。

それに対して邛崃市の結果をみると、農民組織と基地の双方が存在する行政村では、平均純収入が4348元と最も高く、農民組織のみ存在する村の平均純収入は3482元と低い水準にあり、農業産業化のパターンによって村の経済水準に有意な差が存在する⁽¹⁶⁾。このように邛崃市では、農民組織を設立しただけでは高い所得水準を実現できておらず、むしろ経済的に後れた地域ほど農民組織を形成する特徴もみられる。その一方で、農民組織による農業サービスと龍頭企業との契約栽培が結びついて産地を形成した村では、付加価値の高い農産物の生産と相対的に高い経済厚生を実現

していることが分析結果から示唆される⁽¹⁷⁾。

おわりに

本章では、中国の農業産業化のなかで重要な役割を担っている農民専門合作組織に注目し、まずその歴史の変遷と現状について整理したうえで、内陸農業の中心である四川省に焦点をあて、農業産業化の推進状況と課題について概観した。さらに農村の末端レベルにおいて、村民委員会、農民専門合作組織、龍頭企業というアクターが、どのような補完的機能を果たしながら農業産業化を推し進めているのかを具体的に考察するため、成都市新都区大夫村の事例と金堂県と邛崃市での行政村調査に基づき、農村の産地化過程と農業産業化の特徴について分析を行った。

これまでの考察結果は、以下の三点に要約できる。第一に、集団農業システムの解体後に自然発生的に形成された農民専門合作組織は、中央・地方政府からの政策的支援によって1990年代からその組織数自体は大きく増加してきたが、農民組織に対する適切な管理や法律面での整備が後れてきたため、実態をともなった農民組織の数は限られてきた。しかし2006年に農民専門合作社法が制定されたことを受け、新たな登記や農民組織の規範化が推し進められるとともに、財政面や租税面での農民組織への支援もこれまで以上に進んできていることが指摘できる。

第二に、四川省では早い段階から農業産業化が推進されてきたものの、現段階でも農民専門合作組織の活動は技術普及や情報提供にとどまるものが多く、また加工業や流通業に参入するものも少ないという問題がある。本章で取り上げた金堂県でも農民専門合作組織の普及度は高かったものの、農業へのサービス提供は非常に限定的であり、かつ村民委員会との関係も薄弱であったため、農業産業化を展開するうえで十分な機能を発揮しているわけではなかった。

そして第三に、新都区大夫村や邛崃市の一部地域のように農業産業化が進展している地域では、農民専門合作組織は村民委員会のネットワークや

履行強制力を利用する形で産地化を進めるとともに、龍頭企業との垂直的調整を深めることによって、安定的な販路の確保と農民の高い経済厚生を実現している点が挙げられる。

これらの点から、農民專業合作組織を政策的に設立させることだけでは、必ずしも農業産業化の実現にはつながらないことが示唆される。むしろ農民專業合作組織の設立を一つの契機としながら、農民に対する農業技術普及サービスの強化と農産物の品質向上を図るとともに、新たな販路の確保や灌漑設備や卸売市場設立といった農業関連インフラの整備を進めていくことが、高いレベルの農業産業化を実現するための鍵となろう。

とりわけ、四川省をはじめとした内陸地域では概して地方政府の財政的基盤が弱く、財政収入の多くを上級政府からの移転収入に依存している。また、労賃や農地賃貸価格が低い内陸地域では沿海地域よりも農業生産で比較優位をもつものの、農業インフラの整備や流通市場が後れているため、龍頭企業による基地建設も十分に進んでいない。

ゆえに、内陸地域で農業産業化を推進するにあたり、地方政府は財政資金を農業面での基礎インフラ整備と公共サービス強化のために、より戦略的に活用することが求められる。さらに、農民專業合作組織は地方政府と密接な連携関係を構築しながら、組織の規範化と経営能力の向上を進めていくとともに、独自の農業技術や経営能力をもつ龍頭企業や仲買人を積極的に呼び込むことで、産地化を図っていくことが今後の農業産業化において重要な課題といえる。

〔注〕

- (1) 農民專業合作組織の組織数については、統計上の定義の問題で非常に大きな格差が存在する。たとえば潘・杜[1998: 106]によると、專業合作組織および連合組織の全国総数は農業部資料によると約123万、科学技術協会による総数（1992年）は約17万社となっており、7倍以上の格差が存在する。
- (2) 農民專業合作經濟組織に占める專業協会と農民專業合作社の構成比については、資料によって大きく異なる。李・汪・李・張[2004]では、それぞれの構成比は85%と15%と示されている。他方、全国人民代表大会農業与農村委員会課題組『農民合作經濟組織立法專題研究報告』（2004年3月）では不完全な資料ながら、それぞれの構成比は60%と40%となっている。ただしいずれの統計でも、專業協会の割合の方が高くなっている。

- (3) 青柳[2001]では供銷合作社の組織を利用して設立された農民組織を「供銷社系列型」と別立てで分類している。しかしながら、供銷合作社では民営化が進む一方、その組織系統がほぼ崩壊していたり、実際には龍頭企業の下請機関となることで組織形態を維持しているものもある。したがって、本章ではそれらを「企業インテグレーション型」とみなし、一括して分類する。
- (4) 中国農民專業合作社網 (<http://www.cfc.agri.gov.cn>) の掲載情報に基づく (2008年2月1日閲覧)。
- (5) 江蘇省に関する調査によると、約5200社(2003年末)の農民專業合作經濟組織のうち、高い機能を發揮しているものは4分の1強で、組織と農家との関係が緊密ではなく、組織の規範化が十分になされていないが、普通程度の機能を發揮しているものが全体の半分程度、残りの4分の1は基本的に有名無実化しているという (候[2005: 171-173])。
- (6) 全国人民代表大會農業与農村委員會課題組『農民合作經濟組織立法專題研究報告』(2004年3月)。ただし原資料は未見で、徐[2005]から再引用している。また同資料には上海市、広西チワン族自治区、雲南省、チベット自治区の農民組織数は記載されていない。
- (7) 「農民專業合作法執行檢查に関する交流会」での孫中華(中国農業部・經濟管理司長)の談話による(中国農民專業合作社網 (<http://www.cfc.agri.gov.cn>) 2008年12月25日づけ記事(2008年12月28日閲覧))。
- (8) 『人民網』(<http://nc.people.com.cn>) 2008年7月17日づけ記事(2008年7月18日閲覧)に基づく。
- (9) 四川省および成都市農業の概況については、主として2007年5月に実施した四川省と成都市の農業部門へのヒアリング調査に基づく。
- (10) 『四川日報』(<http://www.sichuandaily.scol.co.cn>) 2008年9月23日づけ記事(2008年12月23日閲覧)に基づく。
- (11) 本項の記述は、2007年5月の現地調査でのヒアリング、四川日報 (<http://www.sichuandaily.scol.co.cn>) 2006年4月3日づけ記事(2008年12月8日閲覧)、新都農業信息ネット (<http://www.xdny.gov.cn/dlxxt/index.jsp>) 2007年1月23日づけ記事(2007年6月18日閲覧)、中国蔬菜網 (<http://www.vegnet.com.cn>) 2005年5月18日づけ記事(2008年12月8日閲覧)に基づく。
- (12) 行政村とは国家が統治のために設けた行政上の単位であり、集落である自然村とは重なるケースもあれば、幾つかの自然村から行政村が形成されることもある。一般的には行政村ごとに「村民委員會」と呼ばれる末端レベルにおける大衆的な自治組織が設置される。村民委員會は正式な行政機構には含まれないが、実際には末端行政を含むさまざまな活動を担っている(天見他編[1999: 671-672])。
- (13) 純収入とは、世帯総収入から自営業費支出、課税公課などを差し引いた金額のことである。
- (14) 後述の「四川省行政村調査」によると、新都区と地理的条件に近い金堂県では、ムーあたりの地代は408元、邛崃市のそれも418元であり、大夫村の半額程度の水準にとどまっている。
- (15) 表8と同様に、邛崃市の龍頭企業について畜産業とその他産業にわけて集計も行う

た。しかしながら、村民委員会との関係については両者の間に明確な格差は存在しなかった。

- (16) 農民あたり純収入が農業産業化パターンの中で統計的に有意な差があるかどうかを確認するため、県別に一次元分散分析（ANOVA）を実施した。その結果、金堂県についてはパターン間で格差がないという帰無仮説は棄却されなかったが、邛崃市については有意水準5%で帰無仮説は棄却された。
- (17) 邛崃市には、ブランド米生産で有名な「文君米業公司」という龍頭企業が所在する。文君米業公司の邛崃市内でのコメ生産基地の面積は1.86万ヘクタールで、生産量は22.5万トンにのぼり、基地内の農家とコメの契約栽培を行っている。この企業は地元の大規模経営農家と協力して、「邛崃糧油協会」（コメ協会）や「邛崃農資協会」（農業生産資材協会）と呼ばれる農民專業合作組織を24郷鎮・86行政村に設立した。これらの農民組織は、農家に対して生産資材の提供や栽培技術指導、買取面でのサービスを提供することで、コメ生産のコスト削減と安全性も含むコメの品質向上、そして市場競争力の向上を実現したという（新農村商網（<http://www.mofcom.gov.cn>）（2009年4月16日閲覧）。この事例は、龍頭企業と農民專業合作組織が有機的に結合し、農業産業化を実現した表10の「農民組織＋基地」にあたるものと考えられる。

【参考文献】

〈日本語〉

- 青柳齊[2001]「中国農村合作經濟組織の企業形態と諸類型」『農林金融』2001年第12期、56-68ページ。
- 青柳齊[2002]『中国農村合作社の改革—供銷社の展開過程—』日本經濟評論社。
- 天児慧他編[1999]『岩波 現代中国事典』岩波書店。
- 池上彰英[1989]「中国における農業技術普及体制の再編」『農業総合研究』第43巻第2号、69-99ページ。
- 石原潤・石培基・秋山元秀・小島泰雄編[2007]『甘肅省と酒泉オアシスの変容』奈良大学文学部地理学科。
- 大島一二編[2007]『中国野菜と日本の食卓—産地、流通、食の安全・安心—』芦書房。
- 大田原高昭・朴紅[2001]『リポート 中国の農協』家の光協会。
- 河原昌一郎[2007]「中国農村專業合作經濟組織に関する一考察—その農業共同化機能と制度的課題」『農林水産政策研究』第13号、1-24ページ。
- 坂下明彦[2005]「中国の農村經濟組織の展開と龍頭企業による産地組織化」『農業・農協問題研究』第32号、66-85ページ。
- 坂爪浩史・朴紅・坂下明彦編[2006]『中国野菜企業の輸出戦略—残留農薬事件の衝撃と克服過程—』筑波書房。
- 菅沼圭輔[2008]「農業産業化における契約取引システムの特徴と問題点—江蘇省のシルク産業の事例分析—」（池上彰英・寶劍久俊編『中国農村改革と農業産業化政策による農業生産構造の変容』（調査研究報告書）日本貿易振興機構アジア經濟研究所）。

〈中国語〉

- 敖毅・許鳴[2004]「当前我国農村新型社会中介組織的發展及其再轉型」『中国農村經濟』第7期，27-35 ページ。
- 付晓・郭曉鳴[2009]「農民專業合作組織發展的調查与思考—基於成都市兩個県の実証分析—」『農村經濟』第6期。
- 傅晨[2006]『中国農村合作經濟：組織形式与制度變遷』北京 中国經濟出版社。
- 郭紅東[2005]『農業龍頭企業与農業訂单安排及履約機制』北京 中国農業出版社。
- 国家統計局編[2009]『中国統計摘要 2009』北京 中国統計出版社。
- 韓俊主編[2007]『中国農民專業合作社調查』上海 上海遼東出版社。
- 候銳[2005]「江蘇省農村專業合作經濟組織的特点与問題」（中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調查總隊編『2004～2005年：中国農村經濟形勢分析与預測』北京 社会科学文献出版社）。
- 李鷗・汪力斌・李凌・張麗[2004]「2003～2004年中国農村農民組織發育与發展」（李小雲・左停・葉敬忠主編『2003～2004中国農村情況報告』北京 社会科学文献出版社）。
- 潘勁・杜吟棠[1998]「農村專業協會經濟行為研究」（魏道南・張曉山主編『中国農村新型合作組織探析』北京 經濟管理出版社）。
- 牛若峰[1997]「農業產業一体化經營的理論框架」『中国農村經濟』第5期，4-8 ページ。
- 四川省統計局・四川調查總隊編[各年版]『四川統計年鑑』北京 中国統計出版社。
- 四川省現代農業發展研究課題組[2008]「四川省現代農業發展的宏觀思路及關鍵突破」『農業經濟』第5期。
- 宋洪遠主編[2008]『中国農村改革三十年』北京 中国農業出版社。
- 王景新[2005]『鄉村新型合作經濟組織崛起』北京 中国經濟出版社。
- 徐旭初[2005]『中国農民專業合作經濟組織的制度分析』北京 經濟科学出版社。
- 張曉山等[2002]『聯結農戶与市场—中国農民中介組織探究—』北京 中国社会科学出版社。
- 鄭風田・程郁[2005]「從農業產業化到農業產業区—競爭型農業產業化發展的可行性分析—」『管理世界』7月号，64-73 ページ。
- 中華人民共和國農業部編[各年版]『中国農業發展報告』北京 中国農業出版社。